平成２６年（再イ）第３号
和歌山県田辺市下万呂938番地の17
再生債務者　宇津　規子
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月28日まで
平成26年10月31日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（再イ）第３号
宮崎県延岡市北方町角田丑712番地５
再生債務者　吉田　和茂
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月28日まで
平成26年10月31日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（再イ）第２７７号
大阪市天王寺区上汐６丁目３番７―1003号
再生債務者　長谷　文恵
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月１日まで
平成26年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第２９２号
大阪府門真市一番町10番６―1103号
再生債務者　家形　智貴
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月１日まで
平成26年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１３号
長崎県長崎市西海町1776番地340
再生債務者　近藤　秀夫
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月17日まで
平成26年10月31日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１５号
兵庫県伊丹市西野８丁目３番地　桜台ハイツ２―705号
再生債務者　呉屋　　勉
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月20日まで
平成26年10月30日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２６年（再イ）第７号
兵庫県篠山市吹上70番地２　篠山吹上鉄筋住宅１号棟206号
再生債務者　澤本　留美
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月21日まで
平成26年10月31日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２６年（再イ）第２号
山口県岩国市室の木町４丁目46番10号
再生債務者　佐藤　昌樹
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月21日まで
平成26年10月31日　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（再イ）第１６号
鹿児島県鹿児島市錦江台３丁目15番11号
再生債務者　山元　眞也
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月28日まで
平成26年10月31日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による免責決定

平成２６年（モ）第２００４３号
神戸市須磨区須磨寺町３丁目１番16号
再生債務者　岩城　修造
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成26年10月30日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１４号
札幌市豊平区平岸２条１丁目７番４号　メゾンリラ202号
再生債務者　鈴木　達典
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月21日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月５日から平成26年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再ロ）第３号
仙台市泉区上谷刈１丁目２番20―301号
再生債務者　斎藤　　司
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月11日から平成26年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第４号
仙台市泉区上谷刈１丁目２番20―301号
再生債務者　斎藤　嘉子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月11日から平成26年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第１００３３号
東京都墨田区堤通１―15―２―201
再生債務者　原　栄三郎
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月11日から平成27年１月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００５３号
東京都練馬区西大泉４―10―19
再生債務者　橋本　　武
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月11日から平成27年１月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第３号
福岡県行橋市中央２丁目９番16号
再生債務者　石田憲一郎
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月５日から平成26年12月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号
鹿児島県指宿市東方11983、住民票上の住所　鹿児島県指宿市山川成川1508番地４
再生債務者　脇園　健太
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年11月25日まで
平成26年10月28日
鹿児島地方裁判所知覧支部